

主食用米生産者の皆さまへ

『水田農業作付転換緊急支援事業』

主食用米からの対象作物*への作付転換を支援します

※ 飼料用米、米粉用米、加工用米、新市場開拓用米（輸出用米等）への転換が対象

事業の目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響などで米の価格が下がっている中、需要の高い作物への転換を支援し、生産者の所得向上につなげます。

助成対象者

- 水田（水田活用の直接支払い交付金の交付対象水田）で、対象作物を生産する販売農家、集落営農組織

※ R3年に主食用米を生産しており、R4年に主食用米の面積を減らして対象作物の面積を増やす方が対象になります。

助成単価

10,000円/10a以内

※うち1/2は国交付金（都道府県連携型助成）による支援

★予算の範囲内での助成のため、要望が多い場合単価調整することがあります。

★助成額の1/2は地域協議会から支払いますが、残りは国から直接支払われます。

※ 地域協議会と国からの支払時期が異なりますので御了解ください。

助成対象作物

飼料用米、米粉用米、加工用米、新市場開拓用米（輸出用米など）

※ 対象作物は、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」第4の戦略作物として取り扱う米穀等のうち、飼料用米、米粉用米、加工用米、新市場開拓用米とし、基幹作による作付に限り助成することとします。

助成の内容

- 助成対象者が、対象作物の面積を前年から拡大する際の増加面積に応じて支援します。（基幹作による作付に限ります）
- ただし、主食用米のR3年産からの減少面積を上限に支援します。



助成の対象になるには、生産者の皆さまの以下の取組が必要です



栽培マニュアルや地域の栽培暦に沿った栽培を実施してください



飼料用米、米粉用米、加工用米は出荷・販売を目的として実需者側と3年以上の複数年契約を結んでください



飼料用米、米粉用米は、産地交付金の生産性向上加算に取り組むなど、収量向上に向けた栽培を行ってください。

南関町地域農業再生協議会

お問合せ先 南関町地域再生協議会 TEL0968-57-8504 または熊本県農林水産部農産園芸課 TEL096-333-2388